

インドにおいて OI モデル 契約書 ver2.0 技術検証 (PoC) 契約書 (新素材 編、AI 編) を活用するに 際しての留意点



マネージ ング・パート ナー 弁護士	シニア・パ ートナー 弁護士	シニア・ア ソシエイト
シャラド・ ヴァデラ	カヌ・プリ ヤ	サランシュ ・ヴィジャ イヴァルギ ヤ

KAN AND KRISHME

KAN AND KRISHME のマネーjing・パートナーであるシャラド・ヴァデラ氏は、科学者であり、過去 30 年にわたり知的財産法、広告、IT 法、懸賞、プロモーションを専門とする弁護士である。さまざまな知的財産法弁護士グループや広告法グループのインド支部長を歴任。

カヌ・プリヤは、Kan & Krishme 法律事務所のシニア・パートナーであり、知的財産法、広告法、マーケティング法に精通したベテラン弁護士であり、インド弁理士である。国内外の企業にサービスを提供した豊富な経験を生かし、特許および商標出願の起草、中間処理、訴訟を手がける。

サランシュ・ヴィジャイヴァルギヤ Kan & Krishme 法律事務所シニアアソシエイト。エンジニアであり、知的財産権の専門家でもある。技術系企業、研究開発機関、研究者、多国籍企業など、さまざまなクライアントに対し、イノベーション、知的財産出願、異議申立、審判、ドラフティングに関するサポートやコンサルティングを行う。

【概要】

技術検証 (PoC) とは、対象技術の実現可能性や実用性を実証することを目的とした方法やアイデアの実践である。特に、ソフトウェア開発や人工知能などの分野では、技術的な観点からアイデアが実際に実装できるかどうかを評価するための演習として機能する。技術検証 (PoC) 契約に特定の形式はないが、起草における重要な考慮事項には、契約の期間の定義、テストされた製品またはサービスの受け入れ基準の概要、技術検証 (PoC) の評価基準の指定、および成功または失敗した場合の行動方針の決定が含まれる。様々な分野において、技術検証 (PoC) 契約には、評価プロセスの一貫した枠組みを確立するための標準条項が組み込まれていることが多い。

【詳細及び留意点】

インドにおける共同研究開発等を考慮し、物品の製造よりも IT 系の開発の機会が多いと思われるので、主に AI 編に基づいて、当事者 A を日本の企業、当事者 B をインドの企業と仮定し、モデル契約書をインドで使用する際に考慮すべき点をまとめた。

1. 前文（新素材編、AI 編）

当事者 A（X 社）が当事者 B（Y 社）と共同で自動車用ヘッドライトカバーに使用する新素材、具体的には新放熱材料^aの開発・試験のために提供した技術検証（PoC）契約は、インドの法律・慣行との関連で慎重な検討が必要であるが、本稿では、主に当事者 A が保有する AI 技術を当事者 B の介護事業に導入することに関する技術検証（PoC）調査について、当事者 A と当事者 B との間の取引条件を分析する。

この分析の目的は、インド国内における各条項の適用可能性を評価し、欠陥を特定し、インドの法的枠組みにおけるコンプライアンスと有効性を確保するための修正または追加を提案することである。

2. 目的（新素材編、AI 編：第 1 条）

モデル契約書の条項では、新素材編では自動車用ヘッドライトカバーに新素材を使用することの実現可能性、あるいは、AI 編では AI 技術を使用することの実現可能性を判断するという契約の目的が明記されている。これは、新製品や新技術の実現可能性を評価するという技術検証（PoC）契約の典型的な目的に合致しているが、各当事者の権利と義務に関する具体性に欠けている。

この条項を強化するために、インド契約法の原則を考慮し、技術検証（PoC）中の各当事者の具体的な責任を詳述する条項を盛り込むことを提案する。こうすることで、合意内容が明確かつ包括的なものとなり、当事者間で誤解や紛争が生じる可能性が低くなる。

具体的には、修正条項には、技術検証（PoC）検証の範囲、完了までのスケジュール、費用と経費の配分、研究中に開発された知的財産の権利の帰属を明記する条項を含めることができる。

インドでは、契約法の原則により、契約は各当事者の権利と義務について明確かつ具体的でなければならないと定められている。モデル契約書の条項は契約の一般的な目的を概説するものであるが、各当事者の責任を詳述する具体的な条項で補足すべきである。そうすることで、技術検証（PoC）検証期間中の誤解や紛争を避けることができる。

例えば、修正条項には、以下を明記することができる。

- 各当事者に期待される具体的な目的と成果物を含む、技術検証（PoC）検証の範囲。
- マイルストーンや完了期限を含む、技術検証（PoC）検証の実施スケジュール。
- 払い戻しの取り決めを含む、技術検証（PoC）検証に関連する費用と経費の配分。
- 技術検証（PoC）検証中に開発または発見された知的財産の権利の帰属（当該知的財産の使用権およびライセンス権を含む）。

契約の真の意味を判断することは、問題が生じたとき、裁判所が行う反復プロセスであり、当事者によって表明された意思の解釈を伴う。そのため、裁判所は、契約に使用されている文言の背後にある意味の解明を行う。

3. 定義（新素材編、AI編：第2条）

モデル契約書の原文条項は、契約書で使用される用語の定義を提供するものであり、明確性と理解のために不可欠である。定義条項は、重要な用語が関係者全員に明確に理解され、契約解釈における誤解や曖昧さを回避するのに役立つ。この条項は標準的なものであり、変更の必要はない。

インドの契約法では、定義条項は契約の基礎的要素とみなされることが多い。この条項は、契約で使用される用語に関する当事者の相互理解と意思を確立するのに役立つ。インドの裁判所は、紛争を防止し、契約の強制力を確保するために、契約における明確な定義の重要性を一貫して支持してきた。

したがって、契約書の定義条項は、重要な用語の意味について当事者の合意を確保し、それによって契約書の全体的な明確性と執行可能性を高めるという重要な役割を果たす。

4. 本検証（新素材編、AI 編：第 3 条）

モデル契約書では、技術検証（PoC）の実施プロセス（要請、報告書の提出、修正プロセスなど）が概説されている。これは包括的であり、両当事者が従うべき明確な枠組みを提供している。この条項は、技術検証（PoC）契約の要件に合致しており、修正の必要はない。

インドの契約法では、検証条項は、検証プロセスに関する手続きと義務を定義する上で重要な役割を果たす。この条項の明確性と具体性は、誤解を避け、両当事者が効果的に義務を果たすために不可欠である。したがって、契約書の検証条項は、技術検証（PoC）を実施するための強固な基盤となり、技術検証のプロセスを通じて両当事者が責任と義務を認識することを保証する。さらに、1872 年インド契約法第 29 条では、契約は確実なものであって曖昧なものであってはならないと定めている。契約書の検証条項は、検証プロセスのステップとスケジュールを明確に定義することで、この要件を満たし、インドの契約法の下で強制力を持つことを保証している。

5. 委託料（新素材編、AI 編：第 4 条）

モデル契約書では、検証の委託料が明記されており、契約の財務面を明確にしている。これは、技術検証（PoC）の円滑な実施に不可欠である。

インドでは、委託料条項は当事者の金銭的義務を規定するものであり、極めて重要である。この条項が明確であれば、支払いに関連する紛争を回避することができ、両当事者が金銭的な約束について確実に認識することができる。例えば、Indian Oil Corporation Ltd. v. M/s SPS Engineering Ltd. の事件において、インドの最高裁判所は、契約における明確な支払条件の重要性を強調した。同裁判所は、紛争を避けるために、当事者は契約に明記された支払条件を守らなければならないとした。したがって、契約書の委託料条項は、技術検証（PoC）調査の財務条件を定

義し、両当事者が支払義務を確実に履行するために不可欠である。モデル契約書では、この点について明確であり、修正を必要としない。

6. 当事者 A の義務（新素材編、AI 編：第 5 条）

モデル契約書では、慎重な管理者の注意をもって検証を実施する当事者 A の義務が概説されている。これは、技術検証 (PoC) 契約における標準的な条項であり、当事者 A がその責任を真摯に果たすことを期待するものである。

1872 年インド契約法では、すべての契約に黙示の注意義務がある。当事者は、合理的な注意と技術をもって義務を履行しなければならない。この条項は、当事者 A が十分な注意を払って検証を行う義務を明示することで、この原則に合致している。

したがって、契約書の条項は、インド契約法の原則に合致しており、修正を必要としない。この条項は、検証を実施する際に必要な基準を満たすことを保証し、十分な注意を払って検証を実施する当事者 A の義務を明確に定義している。

7. 共同研究開発契約の締結（新素材編、AI 編：第 6 条）

モデル契約書での本条項は、技術検証 (PoC) 段階から共同研究開発 (R&D) 段階へ進むという両当事者のコミットメントを概説するものである。

この条項では、両当事者が共同研究開発段階に進み、共同研究開発契約を締結するために最大限の努力を払うことを定めている。さらに、この条項では、当事者 B は、モデル契約書新素材編第 3 条 (3)、AI 編第 3 条(4)に規定された報告書のチェックを完了した後、2 か月以内に共同研究開発契約を締結する決定を当事者 A に通知しなければならないことが明記されている。この条項は、技術検証 (PoC) 契約における標準的なものであり、技術検証 (PoC) が成功した場合、さらに共同研究を行うという当事者の意思を反映したものである。当事者 B が決定を下すための合理的なスケジュールを設定し、プロセスが効率的に進むようにしている。

全体として、この条項はインドの契約法の原則、特に契約における当事者の意図とコミットメントに合致している。インドの裁判所は、同様の条項が明確で曖昧で

なければ、将来の契約締結に向けた当事者の意図を示す有効な指標として支持している。

8. 当事者 B が当事者 A に提供する資料等（AI 編、新素材編：第 7 条）

当事者 B の義務については、関連する判決として Satyabrata Ghose v. Mugneram Bangur & Co. (AIR 1954 SC 44) がある。この判決は、契約における誠実かつ公正な取引の原則を強調し、当事者は互いに公正かつ合理的な方法で行動しなければならないことを強調している。

Satyabrata Ghose 事件において、インド最高裁判所は、契約の当事者は誠実かつ公正な取引の原則を遵守しなければならないと判示した。これは、契約上の義務を果たすために、誠実かつ合理的な注意を払って行動しなければならないことを意味する。これを怠ると契約違反となり、法的な結果を招く可能性がある。

この原則をモデル契約書第 7 条に当てはめると、当事者 B は、検証プロセスに必要な文書、データ、設備、または施設を提供する義務がある。当事者 B は、かかる資料を提供する法的権限を有していること、およびその提供が法律に従っていることを確認しつつ、誠実かつ合理的な注意を払ってこれを行わなければならない。これらの義務の不履行は、インドの契約法に基づく契約違反を構成する可能性がある。

したがって、本契約に第 7 条が盛り込まれていることは、インドの契約法の原則に沿うものであり、当事者間の誠実かつ公正な取引の重要性を強調するものである。

9. 対象データの管理（AI 編：第 8 条）

モデル契約書 AI 編第 8 条にある対象データの管理は、データ保護法の発展とともにインドにおいて注目されているデータ保護への懸念に対応している。

機密保持と適切なデータ管理を重視しており、インドの法的要件に合致している。インドが包括的なデータ保護体制に移行する中、厳しいデータ管理慣行と 2023 年個人情報保護法の遵守は、同国で事業を展開する企業にとって必須となる。

10. 秘密情報（AI 編：第 9 条、新素材編：第 8 条）

情報の受領当事者は、秘密情報を保管し、開示当事者から書面または電子的方法による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならない。モデル契約書の本条項は、秘密情報の保護基準を定め、不当に開示されないようにするものである。この条項は、検証プロセス中に交換される機密情報を保護するために極めて重要である。この条項により、両当事者は機密情報の取り扱いに関する義務を理解し、不正な開示や使用を防ぐことができる。インドでは、機密情報の保護は、1872 年インド契約法、2000 年情報技術法などの様々な法律によって規定されており、機密情報を適切に保護するためには、これらの法律を遵守することが不可欠である。

本条項は、技術検証（PoC）契約における標準的なものであり、秘密保持と非開示の要件に沿ったものである。当事者の知的財産や企業秘密を保護するために極めて重要である。この条項は、秘密保持と専有情報の保護を重視するインドの契約法の原則に合致している。さらに、事前の書面による同意の要件により、開示が開示当事者によって管理され、承認されることが保証される。

11. 個人情報の提供（AI 編：第 10 条）

モデル契約書の本条項にある個人情報開示の法的認可の保証は、インドのデータ保護法に合致している。2023 年個人情報保護法の遵守を強調することは、進化するインドの規制の状況において特に適切である。

12 本報告書等の知的財産権（AI 編：第 11 条、新素材編：第 9 条）

モデル契約書の本条項は、検証プロセスから生じる知的財産の権利の帰属および利用について規定する。

本条項は、「検証の結果生じた知的財産権はすべて当事者 A に帰属し、当事者 B はかかる権利を使用することについて書面による同意を得るものとする」となっている。一般的には受け入れられるが、インドの契約法では、将来の紛争を防ぐために知的財産権の明確な区分を重視していることに注意することが重要である。例えば、Cadila Healthcare Limited v. Gujarat Themis Biosyn Limited [2001

(5) SCC 73]において、インド最高裁判所は知的財産の権利の帰属を決定する際の契約の重要性を強調している。この条項を修正する必要はないが、当事者は、開発プロセスへの貢献を反映した条件の交渉を検討し、衡平な待遇を確保し、潜在的な紛争を緩和してもよい。

13. 損害賠償 (AI 編 : 第 12 条、新素材編 : 第 10 条)

本条項は、賠償責任を直接かつ通常の損害に限定し、賠償構造を概説するものである。これは、故意または重大な過失による場合を除き、遺失利益等の間接的な損害に対する賠償を除外するというインド契約法の原則に沿ったものである。賠償責任を直接的な損害に限定することは、インド契約法に深く根付いている原則であり、公正で合理的な合意を促進するものである。

14. 解除 (AI 編 : 第 13 条、新素材編 : 第 12 条)、期間 (AI 編 : 第 14 条、新素材編 : 第 13 条)

契約期間および解除条項は、契約の期間と解除条件を定めるものである。

モデル契約書の本条項は、契約の明確なタイムラインを提供し、両当事者が契約を終了できる状況を確実に認識できるようにするものである。この条項は技術検証 (PoC) 契約においては標準的なものであり、変更の必要はない。

15. 存続条項 (AI 編 : 第 15 条、新素材編 : 第 14 条)

存続条項には時間的な側面があり、契約終了後も特定の条項が存続することを保証する。これは、正式な契約締結後も契約上の約束を維持することを重視するインド契約法に沿ったものである。

16. 準拠法および管轄裁判所 (AI 編 : 第 16 条、新素材編 : 第 15 条、第 16 条)

準拠法および紛争解決条項は、契約書が適用され、紛争がどのように解決されるかを決定する法的枠組みとして重要である。準拠法が、契約が施行される司法管轄区に適しているか、紛争解決メカニズムが当事者に適しているかを確認することが重要である。

17. 協議決定（AI編：第16条オプション、新素材編：第17条）

協議によって問題を解決するという規定は、当事者の自主性を重んじ、友好的に問題を解決するというインドの法原則に沿ったものである。法的手続きに訴える前に交渉を奨励するという、インドの契約における一般的なアプローチを反映している。大量の訴訟により法制度に過度の負担がかかるインドでは、訴訟手続きが長期化することが多く、費用も高額になる可能性があるため、代替的な紛争解決メカニズムが奨励されており、協議による解決の規定が現実的なものとなっている。

18. 契約内容の変更（AI編：その他の追加オプション条項）

本契約は、本契約の主題に関する当事者間の完全な合意を構成し、かかる主題に関連する、書面または口頭を問わず、以前のすべての合意および了解事項に優先するとし、また、両当事者が署名した書面でのみ修正することができる。

本条項は、本契約が当事者間の完全な合意を構成し、以前のすべての合意に優先することを明記しており、また、本契約のいかなる修正も、両当事者が署名した書面によって行わなければならないことが明記されている。

19. 譲渡の禁止（AI編：その他の追加オプション条項）

本技術検証（PoC）契約上の地位は、書面による他方の当事者の同意がない限り、いずれの当事者も第三者に譲渡することはできない。

本条項は、このような契約における標準的な条項であり、修正の必要はない。

20. まとめ

結論として、日本特許庁から提供された技術検証（PoC）契約書には、技術検証（PoC）契約の目的と要件に概ね沿った条項が含まれている。しかし、いくつかの条項には具体性や詳細性が欠けており、インドの文脈では曖昧さや潜在的な紛争につながる可能性がある。主な改善点としては、技術検証（PoC）調査の目的を明確に定義すること、誤解を避けるために各当事者の具体的な責任を概説することなどが挙げられる。検証プロセスや当事者の義務に関する条項など、いくつかの条項は明確で標準的な慣行に沿ったものであるが、知的財産の権利の帰属に関する条項の

ように、明確性を確保し潜在的な紛争を緩和するために、より詳細な説明が必要なものもある。全体として、技術検証（PoC）協定は強固な基盤を提供しているが、より詳細で具体的な条項を盛り込むことで、インドにおける有効性を高めることができるだろう。

【ソース】

- ・ 特許庁 オープンイノベーションポータルサイト

<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

- ・ Indian Oil Corporation Ltd. v. M/s SPS Engineering Ltd on 3 February, 2011 (判例)

<https://indiankanoon.org/doc/56976891/>

- ・ Satyabrata Ghose v. Mugneeram Bangur & Co. (AIR 1954 SC 44) (判例)

<https://indiankanoon.org/doc/1214064/>

- ・ Cadila Healthcare Limited vs Cadila Pharmaceuticals Limited on 26 March 2001 [2001 (5) SCC 73] (判例)

<https://indiankanoon.org/doc/1114158/>

- ・ the Indian Contract Act, of 1872 (1872年インド契約法)

<https://www.indiacode.nic.in/bitstream/123456789/2187/2/A187209.pdf>

- ・ the Personal Data Protection Act (PDPA) of 2023 (2023年個人情報法語法)

<https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/Digital%20Personal%20Data%20Protection%20Act%202023.pdf>

- ・ the Information Technology Act, 2000 (2000年情報技術法)

https://www.indiacode.nic.in/bitstream/123456789/13116/1/it_act_2000_updated.pdf

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)